

更生保護法人競争契約入札心得（建設工事）

（目的）

第1条 法務省所管更生保護法人の工事又は業務の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取り扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）その他関係法令等に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（競争参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、令第70条及び第71条の規定に該当しない者であって、更生保護法人（中協園）等が競争に付す都度別に定める資格を有する者とする。

（入札等）

第3条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案等の更生保護法人中協園等が示す書類（以下「入札関係書類」という。）及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、入札関係書類及び現場等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（第1号様式）を作成し、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、氏名、入札件名及び開札日時を表記し、公告、公示又は指名通知書に示した方法により、入札書の提出期限までに、提出しなければならない。（郵送による場合は、公告、公示又は指名通知書に示した日付までに郵送投函しなければならない。）

3 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

5 入札参加者は、令第71条第1項に該当する者を入札代理人とすることができない。

6 入札者は、いったん提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札の辞退）

第4条 入札の参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところ

資料 5

により申し出るものとする。

一 入札執行前にあつては、入札辞退届（第2号様式）を更生保護法人に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着したものに限る。）して行う。

二 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由にして以後の指名等について不利益な取り扱いを受けない。

（公正な入札の確保）

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書その他更生保護法人に提出する書類（以下「入札書等」という。）について、いかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格又は入札書等を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

（開札）

第7条 開札は、公告、公示又は指名通知書に示した場所及び日時に、入札者の面前において行う。この場合において、入札者で開札の場所に出席しない者があるときは、入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせる。

（入札の無効）

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

一 競争に参加する資格の有しない者のした入札

二 委任状を提出しない代理人のした入札

三 所定の入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札

四 記名を欠く入札

五 金額を訂正した入札

六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札

六 明らかに連合によると認められる入札

七 同一事項の入札について他人の代理を兼ね又は2人以上を代理した者の入札

資料 5

八 その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第 9 条 契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をし、かつ競争参加資格のある者を落札者とする。

(再度入札)

第 10 条 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

(同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定)

第 11 条 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(入札が不調となった場合の措置)

第 12 条 入札を行っても入札者がいないとき、又は再度の入札を行っても落札者がいないときは、再度公告、公示又は通知により改めて入札に付すか、又は最低の価格の入札者から順次随意契約の相手方として見積りさせることがある。

2 前項の随意契約による場合においては、契約保証及び履行期限を除くほか、最初の競争に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更しない。

(契約保証)

第 13 条 契約保証は免除する。ただし、前金払を受けた場合、契約保証として前金払額以上の契約保証となる担保を提供しなければならない。

2 落札者は、前項の規定により契約保証となる担保を提供するときは、次のとおりとしなければならない。

契約保証となる担保の提供

銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律 第 184 号）第 2 号第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）による保証を証する書面に保証書提出書を添えて、更生保護法人等に提出する。

3 落札者は、第 1 項の場合において、その理由が履行保証保険契約を締結したことによるときは、当該契約に係る保険証券を更生保護法人に提出するものとする。

4 落札者が契約を履行しないときは、損害賠償の請求を受けることがある。

資料 5

(契約書等の提出)

第 14 条 落札者は、契約書を作成する場合には、更生保護法人等から交付された契約書の案に記名の上、落札決定の日から 7 日以内に、これを更生保護法人等に提出しなければならない。ただし、更生保護法人等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(入札保証免除の場合に落札者が契約を結ばないときの措置)

第 15 条 入札保証の全部又は一部の納付を免除された場合(免除された理由が入札保証保険を締結したことによる場合を除く。)に落札者が契約を結ばないときは、損害賠償の請求を受けることがある。

(異議の申し立て)

第 16 条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として意義を申し立てることはできない。

(その他)

第 17 条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に規定する書類等の依頼があった場合はすみやかに提出すること。